

令和5年5月19日

〒954-0111

新潟県見附市今町3-1-5

トレイルランナーズ 松永紘明 様

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟

理事長 堀田伸吾

(連絡先)

〒950-0965

新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階

担当事務局 高杉陽子

TEL 025-384-4021

FAX 025-384-4022

再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴団体が主催するDEEP JAPAN ULTRA 100 ~NIIGATA~ 2023の申込みに関する規約について、令和5年3月22日付「申入書」にて修正等を要請させていただき、貴団体より、同年4月19日付書面にて一部改訂等のご連絡を頂きました。当団体の申入れに対し、迅速に対応いただきましたこと、感謝申し上げます。

もっとも、令和5年5月16日現在、本大会のエントリー受付サイト上に掲載されている申込規約につき、貴団体よりご連絡いただいた内容が反映されておりません。また、消費者保護の観点から検討させていただいた結果、大会申込規約の内容に関して、依然として消費者契約法等に鑑み不当ないし不適切と思われる記載があります。

つきましては、別紙のとおり再申入れをいたしますので、ご検討の上、貴団体のご見解やご対応を、本書面到達から1ヶ月以内に当事務局宛に書面にてご回答くださいますよう、お願ひ申し上げます。

本大会の開催日が迫っており、特段ご回答をいただく必要のない規約もございますが、来年度以降の大会規約についても、当団体で引き続き確認させていただきます。

敬具

再申入れ事項

1. 申入事項 1について（申込規約 1）

- (1) 一部規約の修正ありがとうございます。修正規約の反映をお願いいたします。
- (2) 再度の申し込みとなります。令和5年3月22日付申入書の申入事項（以下、単に「申入書」といいます。）記載のとおり、再度、「キャンセル」の文言を削除するか、消費者契約法に反しない内容に改めてください。

同規約のように、消費者に民法上認められている債務不履行解除などを一切認めない条項は、民法などの任意規定と比べて消費者の権利を制限するか義務を重くしているため、消費者契約法10条に反し無効となります。

なお、同規約はトレイルランニング大会に限らず、マラソン大会等においても極めて一般的な定めであるとのご指摘ですが、仮に極めて一般的に定められていたとしても、そのことから消費者契約法に反しないと結論付けることは出来ません。

今回の大会に限っては、すでにキャンセルポリシーの適用期間を経過済みのため、次回開催に向けて規約の再検討をお願いいたします。

2. 申入事項 2について（申込規約 2）

再度の申し込みとなります。同規約中、「参加料返金の有無・額、通知方法等」の部分を削除するか、消費者契約法に反しない内容に改めてください。

参加料の返金を制限し、返金額について主催者の合理的判断に委ねる条項には合理性があるとのご主張ですが、その運用内容については規約上不明であり、貴団体の自由裁量となっています。同規約の文言上、参加料返金の有無、額等について、貴団体が自らの判断でその責任を全て免除することが可能となり、参加者が参加料の返金を求める権利を制限するものであって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものですから、消費者契約法10条により無効となります。

したがいまして、再度規約の修正を求めます。

3. 申入事項3について（申込規約3）

同規約は、「主催者の責任を免責するものではな」いというご説明ですが、文言上は、主催者の責任を免除する免責規約と解釈することも出来ます。したがいまして、重ねて規約の削除又は修正を求めます。

4. 申入事項5について（申込規約6）

関係自治体等に対する請求権放棄についてですが、ご指摘のとおり請求権放棄については、単独行為としてなし得るものです。しかし、単独行為は、相手方（関係自治体等）に対する意思表示をもって法的効果を生ずるものですから、本規約で定めたとしても、その法的効力は生じません。また、「第三者のための契約」は民法第537条1項が根拠となります。本件のような請求権放棄が同項で可能であるとの解釈は、文言上出来ません。再度「関係自治体及び自治会、施設設置者及び管理者」の部分の削除を求めます。

5. 申入事項7について

一部規約の修正ありがとうございます。

申入事項7で指摘しましたキャンセルポリシーについては、申込規約2を前提としている内容となっていると解釈しました。返金額については、主催者の合理的判断に委ねるということになるかと存じますが、その運用内容については規約上不明であり、貴団体の自由裁量となっています。同規約の文言上、参加料返金の有無、額等について、貴団体が自らの判断でその責任を全て免除することが可能となり、参加者が参加料の返金を求める権利を制限するものであって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものですから、消費者契約法10条により無効となります。

したがいまして、再度規約の削除または修正を求めます。

6. 申入事項8について

申入事項8で指摘しましたキャンセルポリシーについては、申込規約2を前提としている内容となっていると解釈しました。返金が可能な場合は、申込規約2

の趣旨に従って適切にご対応されることですので、返金の有無やその額については、主催者の合理的判断に委ねるということになるかと存じます。しかし、その運用内容については規約上不明であり、貴団体の自由裁量となっています。同規約の文言上、参加料返金の有無、額等について、貴団体が自らの判断でその責任を全て免除することが可能となり、参加者が参加料の返金を求める権利を制限するものであって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものですから、消費者契約法10条により無効となります。

したがいまして、再度規約の削除または修正を求めます。

7. 申入事項9「キャンセルポリシー」について

次回以降の開催に向け、再検討をお願いいたします。(特段回答を求めるものではありません。)

8. 申入事項10、11について

ご回答によりますと、返金方法については、アマゾンギフト券で行うということですが、規約上は「オンラインギフト券等」と規定されており、その意味するところは広範です。再度、規約の修正を求めます。

以上